

**豊田市駅周辺  
ユニバーサルデザイン特定事業計画**



平成23年3月

豊 田 市

## 目 次

特定事業計画の主旨	．．．．．	P 1
対象地区位置図	．．．．．	P 2
対象地区整備計画	．．．．．	P 3
公共交通特定事業	．．．．．	P 5
道路特定事業	．．．．．	P 9
交通安全特定事業	．．．．．	P 24
豊田市駅周辺ユニバーサルデザイン		
特定事業計画連絡会議委員	．．．．	P 31

## 特定事業計画書の主旨

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、(通称)交通バリアフリー法が施行され、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザイン等の理念が全国的に認知されるようになってきていますが、本市では、平成6年度愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」施行に伴い、平成7年度に「豊田市人にやさしい街づくり整備指針」をまとめ、人にやさしいまちづくりを推進しています。また、「第6次豊田市総合計画」において、ノーマライゼーションの理念に基づく「バリアフリー」や「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進しています。

豊田市駅周辺ユニバーサルデザイン基本構想についても、これまでに進められてきている関連計画と整合を図り、「ユニバーサルデザイン」・「人にやさしいまちづくり」の理念を踏まえて、平成15年度に策定しました。

本特定事業計画書は、事業の計画的推進のため「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、(通称)交通バリアフリー法に基づき、公共交通・道路・交通安全などの各特定事業ごとに「特定事業計画」を策定し、事業を実施します。

# 対象地区位置図



## 対象地区整備計画

### 1. 歩行者空間ネットワーク整備の基本方針

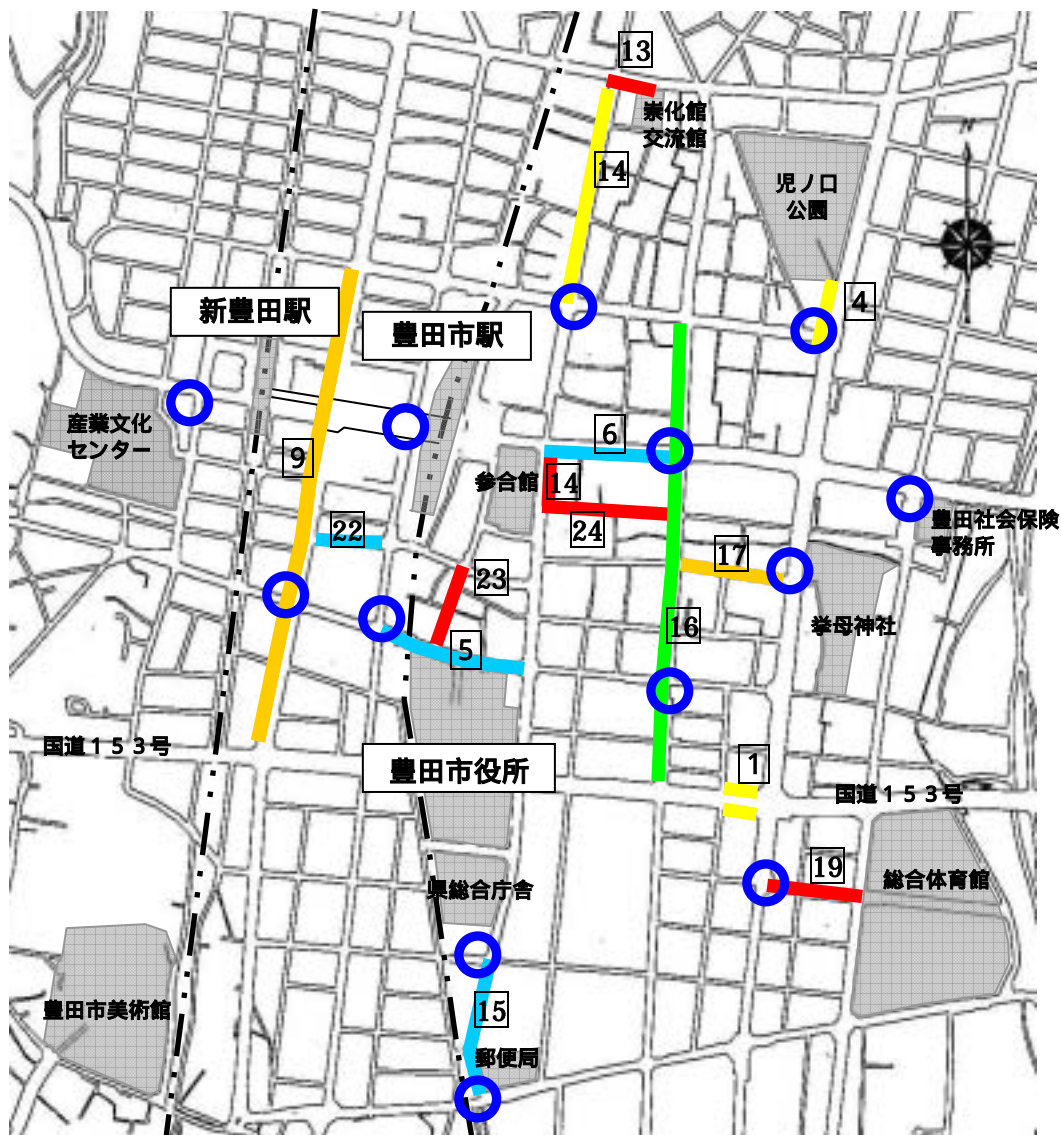
- ・本地区において、高齢者・身体障がい者といった特定の人々に限定せず、豊田市を訪れるすべての人々にとって便利で安全な環境づくりを目標に、ユニバーサルデザインの視点からも安全・安心、円滑、快適な移動を行えるよう、以下の性質を持つ経路をネットワークとして構築し、整備を行う。






豊田市駅・新豊田駅から豊田市役所等の官公庁施設、各種福祉施設等  
までの移動に利用する経路

官公庁施設、福祉施設等の施設間の移動に利用する経路

- ・道路と一体となって機能している駅前広場等についても、経路として考慮する。

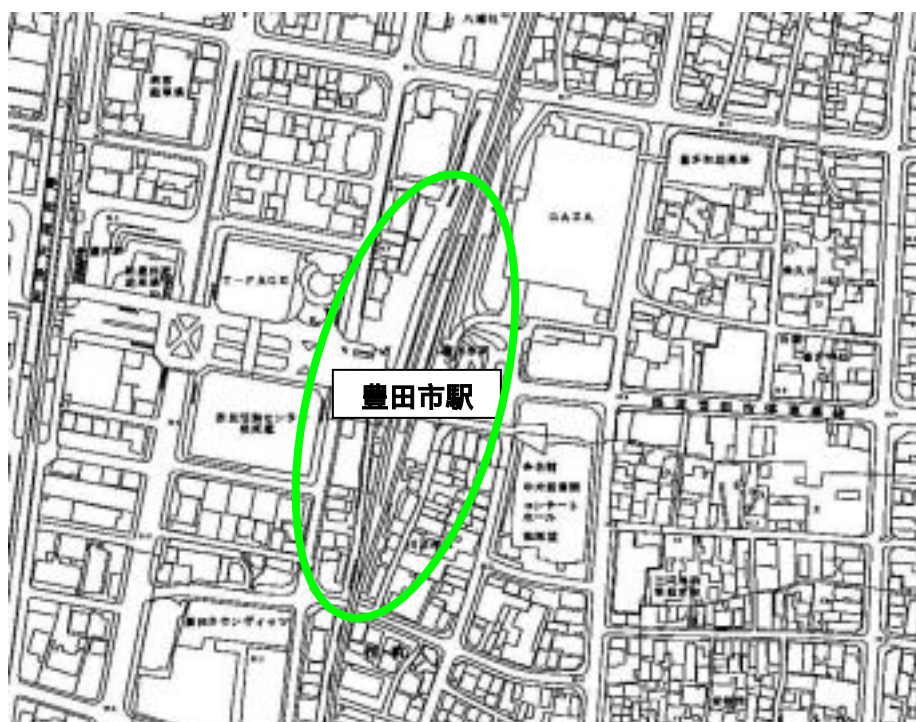
## 2. 特定事業計画概要図



事業の内容	凡 例	事業の内容	凡 例
歩道新設		電線共同溝設置	
歩道拡幅		誘導ブロック設置	
段差等の改善		音響信号・横断歩道設置	

# 公共交通特定事業

## 名古屋鉄道株式会社



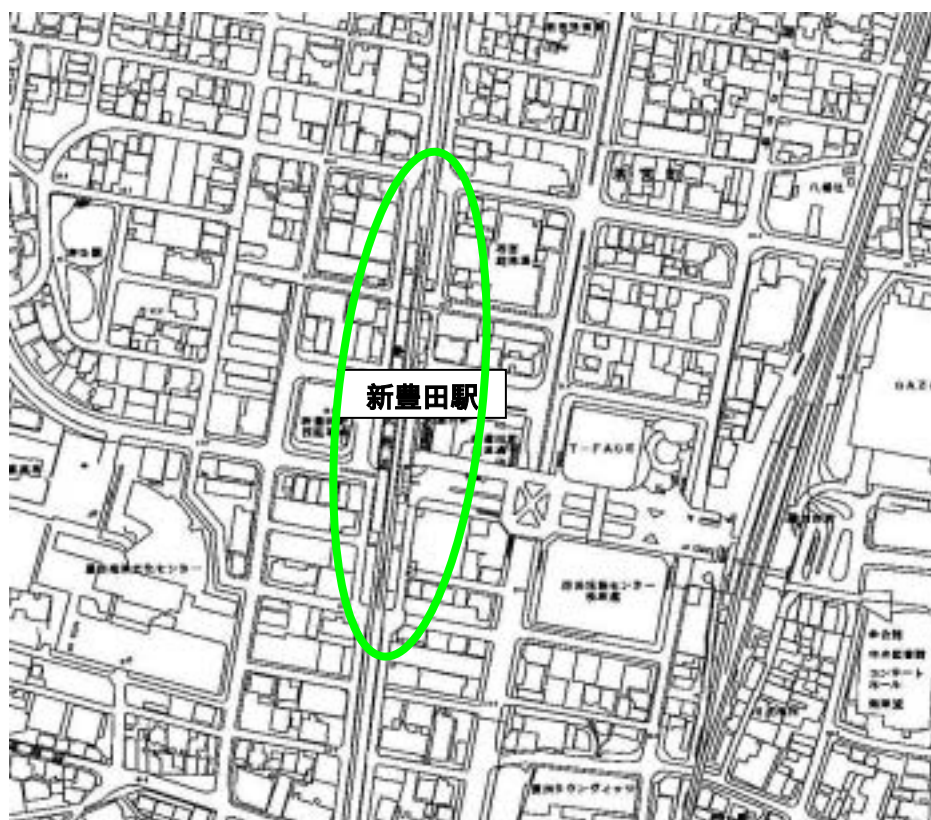
豊田市駅			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
既設エレベータのバリアフリー化への適合	2基	H16年度	H19年度
多目的トイレの設置	1箇所	H19年度	H19年度
ホームと列車の段差解消	1箇所	未定（有人誘導にて対応済）	
サービス介助士の充実	1駅	H16年度	H22年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	<p>豊田市において、1日の乗降客数が、5,000人を超え、かつ、官公庁等の施設が集中している本地区の中心に位置し、各官公庁施設・各種福祉施設などの移動に利用する経路の起点となる旅客施設であり、相当数の高齢者・身体障がい者の利用が見込まれ、バリアフリー化を推進する必要がある。</p> <p>ホームの段差解消については、セーフティブリッジによる有人誘導にて対応している。</p>		

## 名鉄バス株式会社



バス車両			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
低床車両の導入	43両	H12年度	H19年度
駅西バス待合室【カラーリングの変更】	1戸	H17年度	H17年度
NOX規正法による新造車両の導入	23両	H18年度	H19年度
全バス停デザインの一新化	名鉄バス全域	H18年度	H19年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

## 愛知環状鉄道株式会社

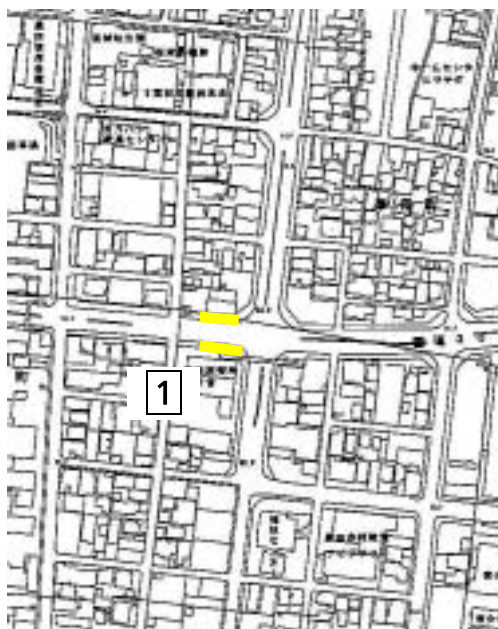


新豊田駅			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
エレベータの整備	1基	H15年度	H15年度
バリアフリー対応自動券売機の整備	4台	H16年度	H16年度
車イス対応幅広自動改札機の整備	1台	H16年度	H16年度
ホームと列車の段差解消	下りホーム	H16年度	H16年度
バリアフリーを考慮した車両の導入	40両	H14年度	H20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	<p>豊田市において、1日の乗降客数が、5,000人を超え、かつ、官公庁等の施設が集中している本地区の中心に位置し、各官公庁施設・各種福祉施設などの移動に利用する経路の起点となる旅客施設であり、相当数の高齢者・身体障がい者の利用が見込まれ、バリアフリー化を推進する必要がある。</p>		

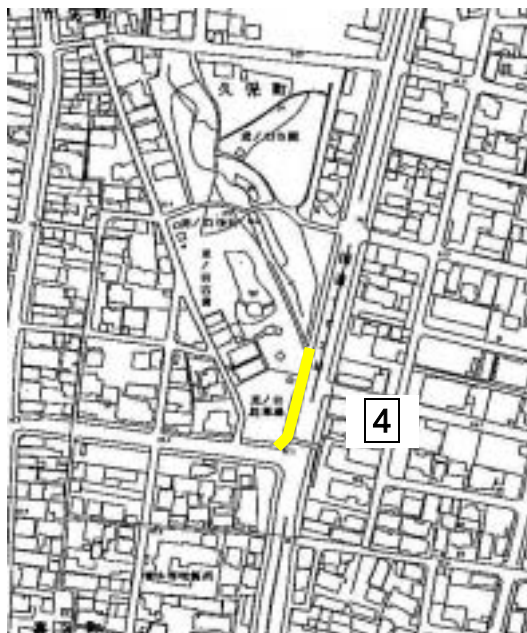
# 道路特定事業

## 国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所

1 国道153号:(都)久澄橋線



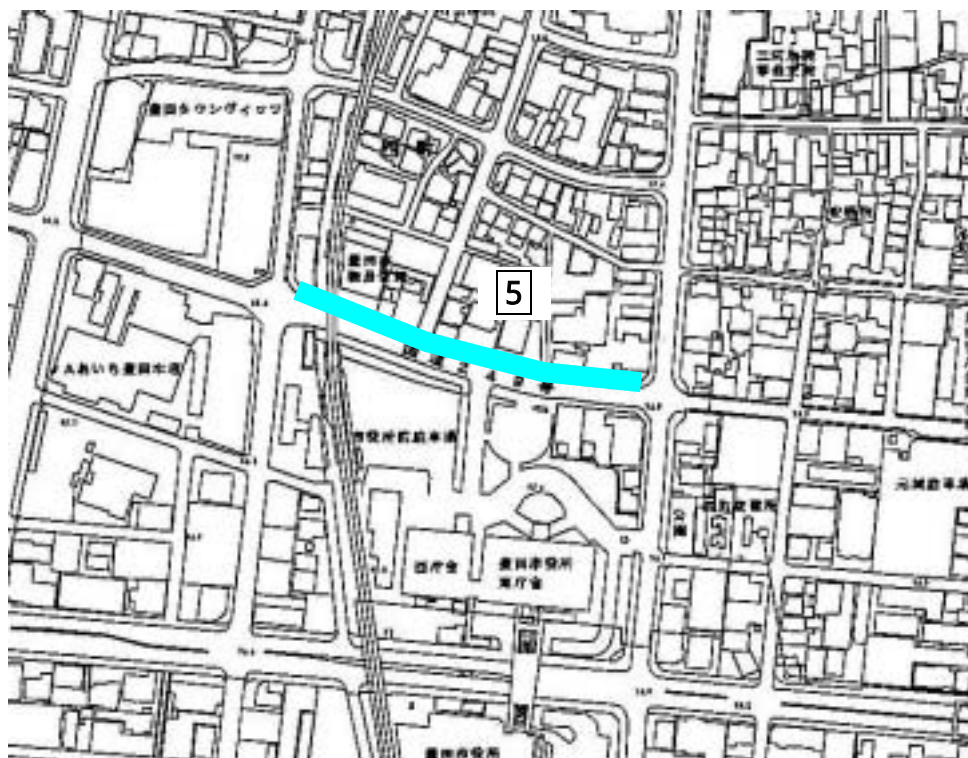
4 国道153号:(都)豊田多治見線



路線名 1 国道153号:(都)久澄橋線			
事業区間(始点:元城町2丁目交差点、終点:挙母町交差点)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.15km	H19年度	H20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	隣接に敷設される視覚障害者誘導用ブロックとの連続性に留意する。		

路線名 4 国道153号:(都)豊田多治見線			
事業区間(始点:久保町4丁目交差点、終点:児ノ口公園)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.10km	H19年度	H20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	市道に敷設される視覚障害者誘導用ブロックとの連続性に留意する。		

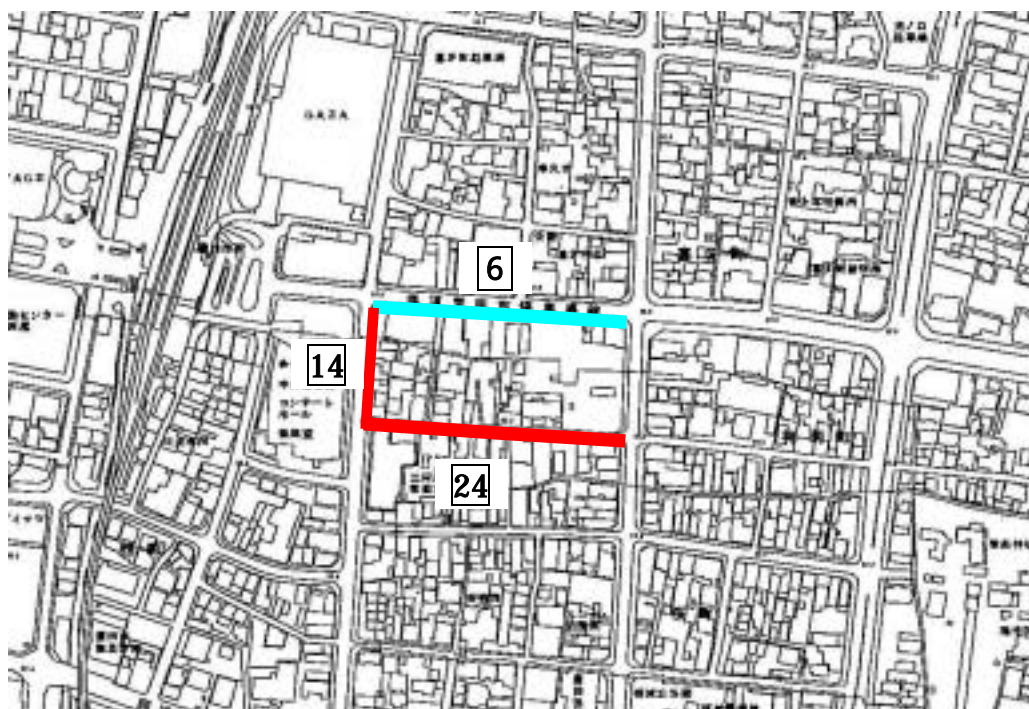
## 愛知県（豊田加茂建設事務所）



路線名 5一般国道248号:(都)東郷豊田線			
事業区間(始点:西町2丁目交差点、終点:西町4丁目交差点)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
歩道新設(2m以上)	0.2km	H10年度	H20年度
電線共同溝整備	0.2km	H15年度	H20年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.2km	H15年度	H21年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

視覚障害者誘導用ブロックは豊田市が設置

## 豊田市（都市再開発課）

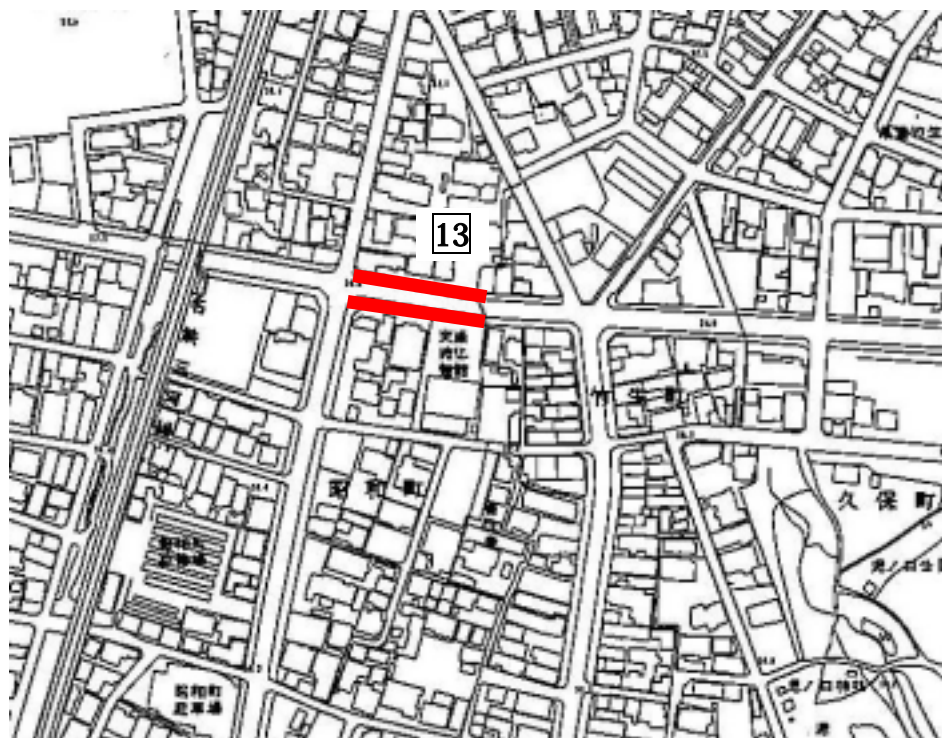


路線名 6 一般県道豊田市停車場線：(都)豊田市停車場線			
事業区間（始点：喜多町2丁目交差点、終点：喜多町3丁目交差点）			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
歩道拡幅（2 m以上）	0.18km	H17年度	H18年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.18km	H17年度	H18年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	1．沿道は、商業施設が集積しており、豊田社会保険事務所や市福祉センター、総合体育館へのアクセスとして中心となる路線であり、歩道の整備及び音響信号機の設置が必要である。 2．再開発事業と併せて整備を行う。		

路線名 14 市道蔵前山線：(都)昭和町線			
事業区間(始点：喜多町2丁目交差点、終点：市道神明線交差点)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
歩道新設(2m以上)	0.06km	H17年度	H18年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.06km	H17年度	H18年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	<p>1. 市街地中心部から市役所や県総合庁舎へ続く路線である。本路線は西に豊田参合館、東に再開発ビルが立地する路線であり、歩道の整備が必要である。</p> <p>2. 再開発事業と併せて整備を行う。</p>		

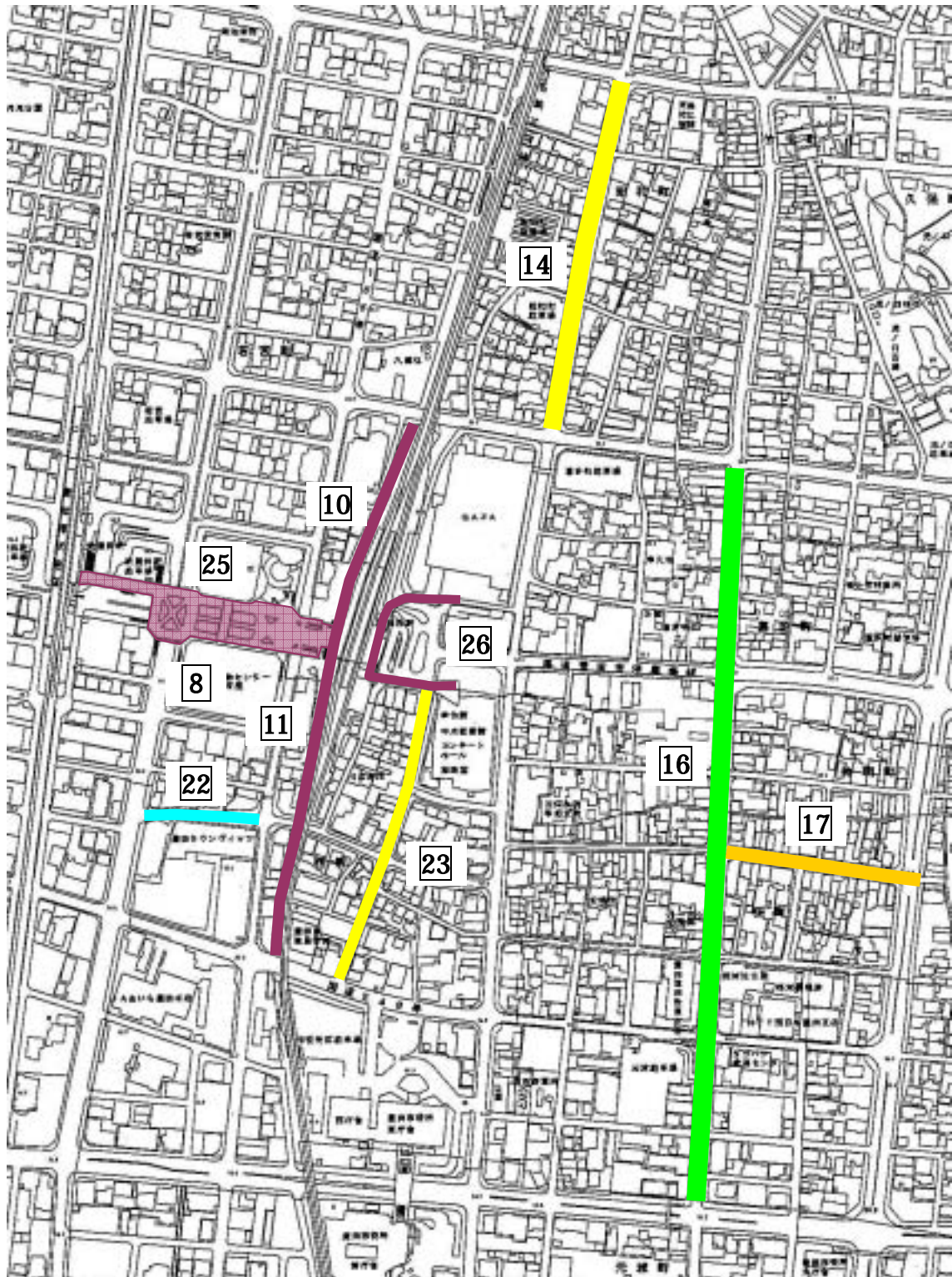
路線名 24 市道神明線			
事業区間(始点：(都)昭和町線交差点、終点：(都)竹生線交差点)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
歩道新設(2m以上)	0.18km	H17年度	H20年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.18km	H17年度	H20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	<p>1. 市街地中心部から総合体育館へ続く路線である。本路線は西に豊田参合館、北に再開発ビルが立地する路線であり、歩道の整備が必要である。</p> <p>2. 再開発事業と併せて整備を行う。</p>		

## 豊田市（街路課）



路線名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">13</span> 市道石坂上竹生2号線：(都)豊田則定線			
事業区間（始点：(都)竹生線交差点、終点：(都)西山上拳母線交差点）			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
歩道新設（2 m以上）	0.4km	H17年度	H20年度
電線共同溝整備	0.4km	H19年度	H20年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.4km	H20年度	H20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	現道は2車線道路であり、4車線化への整備は、主要交差点を含めた工区設定を行い合理的、効果的な事業展開を図っていく。		

# 豊田市（都市整備課）



路線名 8 市道公園線：(都)公園線			
事業区間(始点：新豊田駅前広場、終点：国道155号)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
照明施設整備	0.2km	H16年度	H16年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

路線名 10 市道駅西緑陰歩道線：(都)若宮緑陰歩道線			
11 市道駅西緑陰歩道線：(都)西町緑陰歩道線			
事業区間(始点：(都)月見線、終点：(都)東郷豊田線)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
照明施設整備	0.4km	未定	
歩道整備	0.07km	H16年度	H16年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・明るさの確保、休憩施設の整備、良好な景観整備、サイン施設整備。</li> <li>・(都)月見線、市道小坂西町2号線、(都)東郷豊田線交差点部において、安全を考慮したうえで、横断歩道の再検討をする必要がある。</li> </ul>	

路線名 14 市道蔵前陣中線：(都)昭和町線			
事業区間(始点：(都)豊田則定線、終点：(都)月見線)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.3km	H19年度	H25年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項		・電線類地中化事業に合わせて整備する。	

路線名 16 市道陣中旧城線：(都)竹生線			
事業区間(始点：(都)豊田則定線、終点：国道153号)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
電線共同溝整備	0.9km	H18年度	H20年度
段差・傾斜・勾配の改善	0.9km	H18年度	H20年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.3km	H18年度	H20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩施設の整備、良好な景観整備、サイン施設整備</li> <li>・(都)豊田則定線、(都)東郷豊田線、(都)豊田市停車場線交差点との事業計画の調整が必要</li> </ul>		

路線名 17 市道中町線			
事業区間(始点：(都)竹生線、終点：国道153号)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
段差・傾斜・勾配の改善	0.14km	H17年度	H18年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.14km	H17年度	H18年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩施設の整備、良好な景観整備、サイン施設整備</li> </ul>		

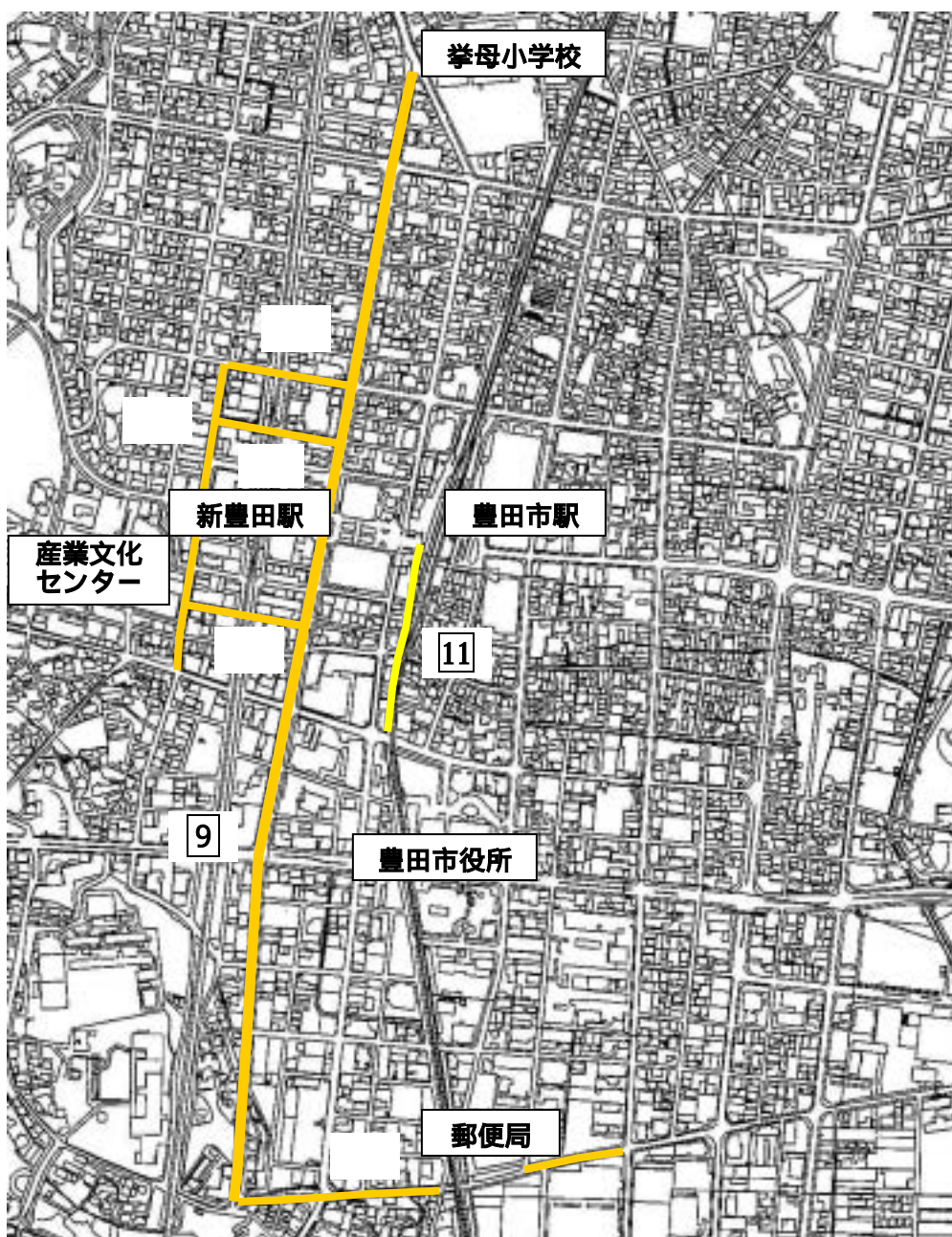
路線名 22 市道小坂西町2号線			
事業区間(始点：(都)西山上挙母線、終点：国道155号)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
段差・傾斜・勾配の改善	0.1km	H16年度	H19年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.1km	H16年度	H19年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩施設の整備、良好な景観整備、サイン施設整備</li> </ul>		

路線名 23 市道薬師1号線			
事業区間(始点:豊田市駅前広場、終点:(都)東郷豊田線)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
歩道拡幅(2m以上)	0.26km	未定	
電線共同溝整備	0.26km	未定	
段差・傾斜・勾配の改善	0.26km	未定	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.26km	未定	
事業実施に際し配慮すべき重要事項	豊田市駅前広場や都心の道路の見直しに合わせて整備を進めていく必要がある。		

路線名 25 市道豊田市駅西歩行者道線			
事業区間(始点:新豊田駅、終点:豊田市駅)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
シェルターの整備	0.22km	H17年度	H17年度
滑りにくい舗装材への改良	0.22km	H17年度	H17年度
エスカレーターの整備	1箇所	未定	
サイン施設の整備		H16年度	H16年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	サイン施設の整備は、鉄道事業者と連携を図る必要がある。 エスカレーターの整備は都心の道路の見直しと調整し、整備を進めていく必要がある。		

路線名 26 市道豊田市駅東歩行者道線			
事業区間(始点:新豊田駅、終点:豊田市駅)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
シェルターの整備	0.17km	H15年度	H15年度
エスカレーターの整備	2箇所	H15年度	H15年度
サイン施設の整備		H16年度	H16年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	サイン施設の整備は、鉄道事業者と連携を図る必要がある。		

## 豊田市（道路維持課）



路線名 9 市道樺通り線：(都)西山上挙母線			
事業区間(始点：国道155号交差点、終点：(都)初陣線交差点)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
段差・傾斜・勾配の改善	1.57km	H8年度	H14年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.96km	H8年度	H14年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

路線名 11 市道駅西緑陰歩道線：(都)西町緑陰歩道線			
事業区間(始点：名鉄豊田市駅前、終点：(都)東郷豊田線交差点)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.45km	H14年度	H14年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

路線名 市道初陣線：(都)初陣線			
事業区間(始点：(都)西山上挙母線交差点、終点：市道初陣桜町線交差点)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
段差・傾斜・勾配の改善	0.38km	H11年度	H11年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

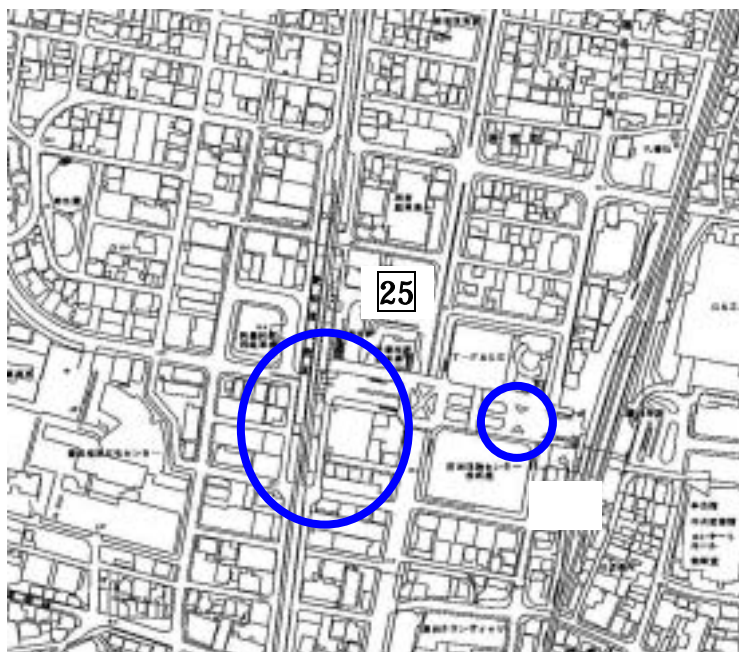
路線名 市道月見線：(都)月見線			
事業区間(始点：(都)西山上挙母線交差点、終点：市道駅西37号線交差点)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
段差・傾斜・勾配の改善	0.16km	H11年度	H11年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

路線名 市道駅西14号線			
事業区間(始点:(都)西山上挙母線交差点、終点:市道駅西37号線交差点)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
段差・傾斜・勾配の改善	0.15km	H9年度	H10年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

路線名 市道駅西27・28号線			
事業区間(始点:(都)西山上挙母線交差点、終点:市道駅西37号線交差点)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
段差・傾斜・勾配の改善	0.15km	H10年度	H11年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

路線名 市道駅西37号線			
事業区間(始点:(都)月見線交差点、終点:(都)東郷豊田線交差点)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
段差・傾斜・勾配の改善	0.40km	H8年度	H17年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

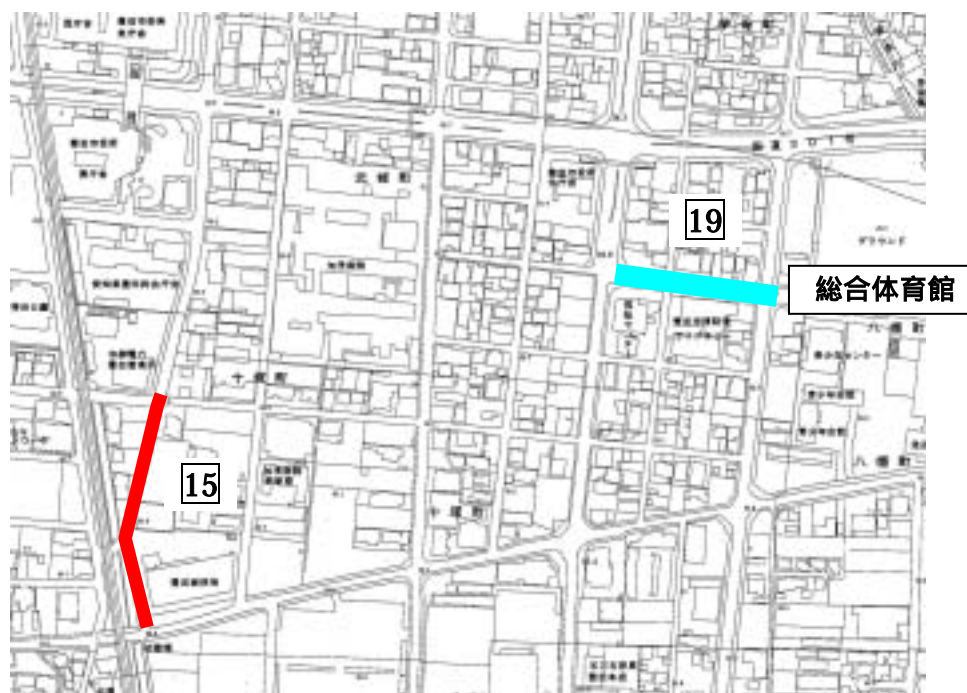
## 豊田市（交通政策課）



路線名 バス車両（中心市街地玄関口バス）			
事業区間（始点：豊田市駅西口、終点：税務署南）			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
小型ノンステップバス購入	1台	H18年度	H18年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	増加する利用者や高齢者・身体障がい者の利用に対応するため、小型ノンステップバスを導入し、利便性の向上を図る。		

路線名 25 市道豊田市駅西歩行者道線			
事業区間（始点：愛環新豊田駅、終点：愛環新豊田駅）			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
ペDESTリアンデッキの延長	0.019km	H15年度	H16年度
エレベータの整備	1箇所	H15年度	H16年度
シェルターの整備	1箇所	H15年度	H16年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	ペDESTリアンデッキ（市道豊田市駅西歩行者道線）と旅客施設（新豊田駅）とを結ぶ本箇所は、不特定多数の来訪者による利用が見込まれる特定経路確保の起点となる場所である。		

## 豊田市（土木課）

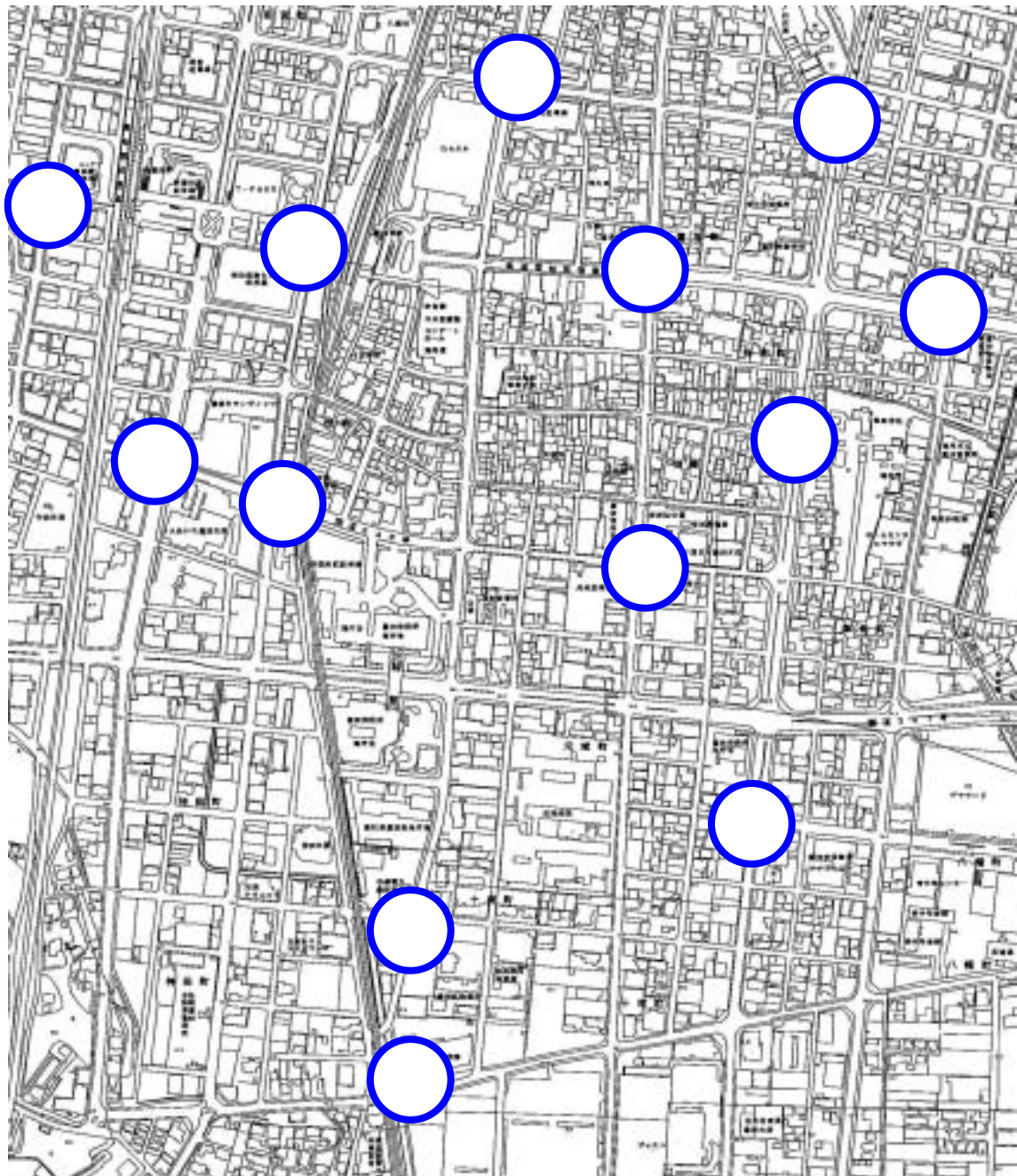


路線名 15 市道蔵前山線			
事業区間（始点：中部電力(株)豊田営業所、終点：郵便局（豊田局））			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
歩道拡幅（2 m以上）	0.3km	H16 年度	H16 年度
歩道新設（2 m以上）	0.1km	H18 年度	H19 年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.4km	H18 年度	H19 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

路線名 19 市道船石飛重線・市道吹上天神線			
事業区間（始点：国道248号、終点：総合体育館）			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
歩道拡幅（2 m以上）	0.22km	H18 年度	H19 年度
電線共同溝整備	0.22km	H18 年度	H21 年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.27km	H18 年度	H19 年度
横断歩道橋	1基（0.05km）	H17 年度	H18 年度
エレベーターの設置	2基	H18 年度	H18 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			

# 交通安全特定事業

# 公安委員会



路線名 (都)西山上拳母線・(都)東郷豊田線			
事業区間 小坂本町一丁目東交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
音響式信号新設	1箇所	H17年度	H17年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	沿道状況に商業施設等集客施設が立地する本路線は、豊田市駅よりJ A豊田や豊田市民ギャラリーへ連絡する経路であり、不特定多数の利用者があるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、音響式の設置が必要である。		

路線名 (都)公園線			
事業区間 小坂本町一丁目交差点(新豊田駅西)			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
音響式信号新設	1箇所	H18年度	H21年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	豊田産業文化センターへ通じる本路線は、豊田市駅より連絡する経路であり、不特定多数の利用者があるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、音響式の設置が必要である。		

路線名 国道155号・(都)公園線			
事業区間 豊田市駅西交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
音響式信号新設	1箇所	H16年度	H16年度
横断歩道新設	1箇所	H16年度	H16年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	豊田市の行政窓口のある再開発ビルやITS情報センターへ通じる本路線は、豊田市駅より連絡する経路であり、不特定多数の利用者があるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、音響式の設置が必要である。		

路線名 (都)昭和町線・(都)月見線			
事業区間 昭和町四丁目交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
音響式信号新設	1箇所	H18年度	H21年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	沿道状況に商業施設等集客施設が立地する本路線は、豊田市駅より崇化館交流館や都市計画駐車場へ連絡する経路であり、利用者が多数あるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、音響式の設置が必要である。		

路線名 (都)月見線・国道153号			
事業区間 久保町三丁目南交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
音響式信号新設	1箇所	未定	
事業実施に際し配慮すべき重要事項	都市計画公園である市民の憩いの場としての児ノ口公園へ通じる本路線は、豊田市駅より豊田市駅より連絡する経路であり、不特定多数の利用者があるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、音響式の設置が必要である。		

路線名 (都)豊田市停車場線・(都)竹生線			
事業区間 喜多町三丁目交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
音響式信号新設	1箇所	H18年度	H18年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	豊田市駅より連絡する都市計画公園である市民の憩いの場としての児ノ口公園や社会保険事務所、総合体育館やその他様々な施設に続く各路線への重要な交差点である。このため、身障者の利用が多く考えられるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、音響式の設置が必要である。		

路線名 (都)豊田市停車場線・(都)梅坪堤線			
事業区間 喜多町五丁目交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
音響式信号新設	1箇所	H18年度	H18年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	豊田市駅から社会保険事務所、豊田シルバー人材センターや豊田スタジアムに続く路線である。このため、外来者や身障者の利用が多く考えられるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、音響式の設置が必要である。		

路線名 国道153号・市道中町線			
事業区間 拳母神社西交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
音響式信号新設	1箇所	未定	
事業実施に際し配慮すべき重要事項	毎月数度八日市が開催され来訪者の多い拳母神社へ通じる本路線は、豊田市駅より連絡する経路であり、不特定多数の利用者があるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、音響式の設置が必要である。		

路線名 (都)竹生線・(都)東郷豊田線			
事業区間 元城町一丁目交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
音響式信号新設	1箇所	未定	
横断歩道新設	1箇所	未定	
事業実施に際し配慮すべき重要事項	豊田市駅より福祉センター、市役所分庁舎、総合体育館に通じる重要な交差点である。このため、身障者の利用が多く考えられるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、音響式の設置が必要である。		

路線名 国道155号・(都)東郷豊田線			
事業区間 西町五丁目交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
音響式信号新設	1箇所	H18年度	H18年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	豊田市駅より福祉センター、市役所分庁舎、総合体育館に通じる重要な交差点である。このため、身障者の利用が多く考えられるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、音響式の設置が必要である。		

路線名 国道248号・市道船石飛重線			
事業区間 拳母町二丁目交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
音響式信号新設	1箇所	H18年度	H20年度
横断歩道新設	1箇所	H18年度	H20年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	豊田市駅より福祉センター、市役所分庁舎、総合体育館に通じる重要な交差点である。このため、身障者の利用が多く考えられるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、音響式の設置が必要である。		

路線名 市道蔵前前山線			
事業区間 (都)初陣線交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
横断歩道新設	1箇所	H18年度	H19年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	豊田市駅より郵便局に通じる重要な交差点である。このため、身障者の利用が多く考えられるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、横断歩道の設置が必要である。		

路線名 市道蔵前前山線			
事業区間 市道仲田十王塚線交差点			
事業の内容	事業量	実施期間	
		着手	完了
横断歩道新設	1箇所	H18年度	H21年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	豊田市駅より郵便局に通じる重要な交差点である。このため、身障者の利用が多く考えられるため、バリアフリー法における特定経路確保のためにも、横断歩道の設置が必要である。		

## 豊田市駅周辺ユニバーサルデザイン特定事業計画 連絡会議委員

所 属	備 考
公共交通特定事業者	
名古屋鉄道株式会社 建設部	
名鉄バス株式会社 豊田営業所	
愛知環状鉄道株式会社 運輸部 管理課	
行 政（道路特定事業者）	
国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 交通対策課	
愛知県 豊田加茂建設事務所 道路整備課	
豊田市 建設部 街路課	
土木課	
道路維持課	
都市整備部 都市整備課	
都市再開発課	
交通政策課	
都市計画課	
行 政（交通安全特定事業者）	
愛知県 豊田警察署 交通課	